

間接オークション導入に伴う詳細設計について②

平成29年 1月 24日

地域間連系線の利用ルール等に関する検討会事務局

電力広域的運営推進機関
日本卸電力取引所

間接オークション導入に伴う、広域機関ルール(業務規程・送配電等業務指針)及びJEPXルールについて、前回に引き続き、以下の各論点につき御議論いただきたい。

I. 経過措置の詳細設計

論点8 : 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について (前回の続き)

II. その他

(7)間接オークション導入に伴う平成29年度利用計画として容量登録する長期利用計画(平成38年度分)及び年間利用計画(平成30年度分)の取扱い

(8)時間前市場への空容量の確保

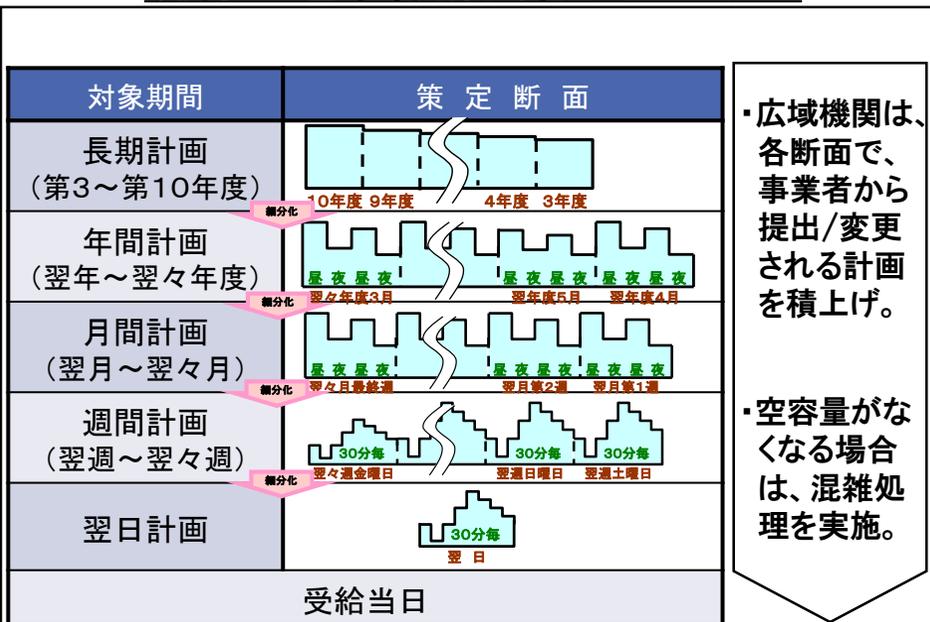
I . 経過措置の詳細設計

論点8: 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について

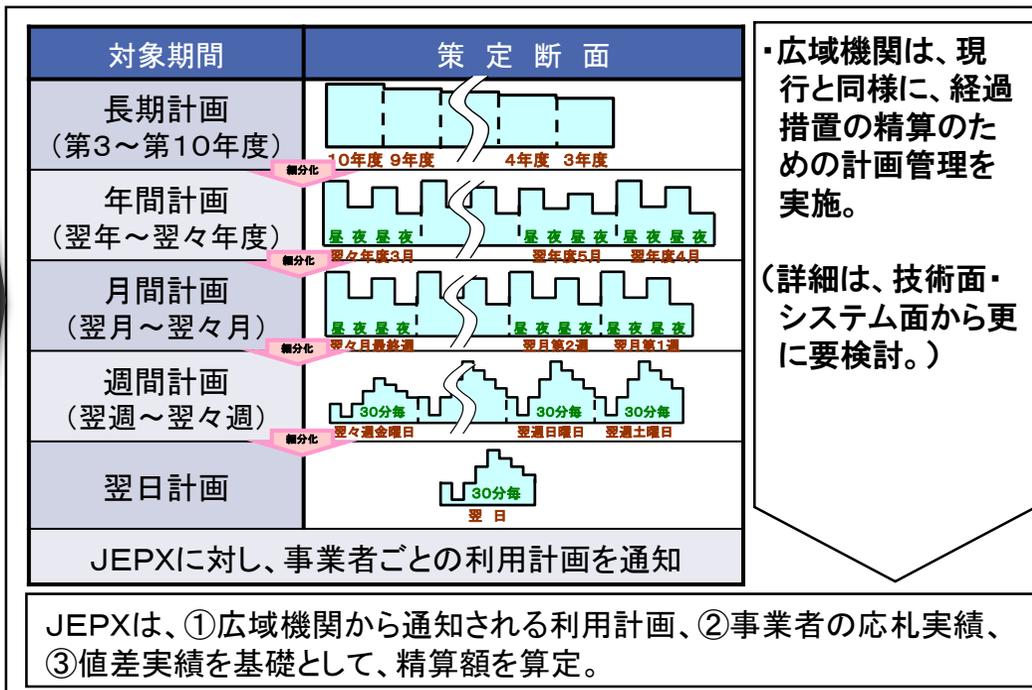
第5回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会資料2より再掲

- (1) 先着優先に基づく連系線予約の受付を停止することを前提とすれば、連系線利用計画を提出いただき、広域機関側で管理を行うという一連の処理は、連系線潮流管理の観点からは不要となる。
- (2) 一方、前回の議論のとおり、経過措置期間中は、経過措置を受ける対象を管理するため、「従来の連系線利用登録に準じた登録(但し直接的送電権ではない)を行い、この量が市場へ応札された場合に、事後的に、値差相当分が、JEPXとの間で精算される仕組み」が必要。

現行の連系線計画管理システム



経過措置に係る精算費用管理システムイメージ



論点8: 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について(論点)

- (1) 本経過措置は、市場間値差による追加費用が発生した場合は当該額を補填するが、逆に市場間値差により収益が発生した場合は当該額を戻し精算するスキームである(第5回資料参照)。
 この場合、市場間値差により収益が発生する方向の利用登録を行っている事業者は、経過措置の権利を放棄したいと考えることは自然であり、理解できる。
 ⇒ 経過措置のための利用計画に準じた登録(以下、「経過措置計画」という。)は、減少変更を認めることが適当ではないか。

第5回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会資料4より再掲

5. 内容

- (1) 経過措置の対象事業者は、経過措置期間中、間接オークションの仕組みの下、従来と等価な相対契約(差金決済契約)を締結することができるものとする。
- (2) 具体的には、経過措置期間中、基本的に、
- ・経過措置の対象となる小売事業者が、従来の連系線利用計画に準じた登録(※1)を行い、この量をスポット市場へ応札し、約定した場合であって、
 - ・当該連系線利用計画に記載された電気の調達元(発電契約者又は小売事業者)が、同量をスポット市場に応札した場合、
 - ・事後的に、市場間値差相当分(※2)が、JEPXとの間で精算される措置を講ずる、という方向性で、更に技術面・システム面等から、詳細検討を行うものとする(⇒P23参照)。

(※1) ただし、連系線を利用する地位又は権利が付与されるものではない。

(※2) 経過措置対象事業者又はその電気の調達元が、①価格の安い市場で電気を販売し、価格の高い市場で購入する場合に要する費用、②又は価格の高い市場で電気を販売し、価格の安い市場で購入する場合に得られる収益に相当。

論点8: 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について(論点)

(2) 作業停止等において運用容量は削減される可能性があり、長期連系線利用計画で確保されていた潮流相当分は流せない可能性がある。

経過措置の原資となるJEPXの市場間値差収入は、(物理送電量)×(市場間値差)が上限であり、物理送電量を超える経過措置を付与できる原資は得られない。

⇒ 物理送電量を超える量の経過措置を与えるのは適切でないのではないか。すなわち、経過措置計画については混雑処理を行う必要があるのではないか。

また、今回の経過措置が先着優先ルールからの経過措置であることに鑑みれば、経過措置計画の混雑処理は、現行のルール(タイムスタンプ順)に基づくことが適当ではないか。

なお、この際の混雑処理ルールは、(1)の主旨に鑑みれば、混雑が発生する減少変更は認めないとする「原因者負担の原則」に基づくルール(現行の翌日計画以降に適用するルール)ではなく、減少変更は認めるルール(現行の週間計画以前に適用するルール)とすべきではないか。

(3) (2)のとおり混雑処理を行うことを前提とした場合、経過措置が得られない事業者をできる限り少なくし、効率的に経過措置を付与するためには、利用者が間接オークションにてエリアをまたぐ取引を行う量をできる限り正確に申告して頂くことが必要ではないか。

⇒ すなわち、現行のルールと同様に、経過措置計画においても「蓋然性の高い」計画を提出頂く(不要な部分は計画の削減変更を行って頂く)ルールとする必要があるのではないか。

⇒ また、蓋然性の高い計画を提出頂くインセンティブを設けることが望ましいのではないか。

論点8: 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について(論点)

- (4) 一方、先着優先の場合と異なり、新たな利用者の連系線利用登録を前提としないため、年間・月間・週間などの期先の断面において空容量を積極的に作る意味はない。
このため、経過措置計画変更と混雑処理については、以下の2種類の方法が考えられる。

(案1): 従来通り、年間・月間・週間の各断面において混雑処理を実施する

メリット	・期先の断面で混雑処理と計画登録を行い、その結果を公表することで、自らが経過措置を受けられるか否かの予見性が高まる
デメリット	・不要な混雑処理を行ってしまう可能性がある。 ※例えば、相殺潮流を減ずる方向の削減計画変更がなされた場合、その煽りを受ける形で混雑処理を受ける事業者が現れる。その後別の削減計画変更がなされた場合、混雑処理を受けた事業者は、混雑処理を受ける必要がなかったことになる可能性がある。

(案2): スポット市場の直前に1回のみ混雑処理を実施する

メリット	・不要な混雑処理を防ぐことができる。
デメリット	・経過措置を受けられるか否かの予見性が得られない。

⇒ 不要な混雑処理を防ぐ観点からは(案2)が適当と思われるが、どのように考えるか。



論点8: 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について(実施案)



前頁(案2)を採用する場合、広域機関における経過措置の管理は、具体的に以下ようになる。

- 長期連系線利用計画(年間1断面)で確保されていた容量登録分は、前々日までそのまま引き継ぎ、経過措置計画として広域機関にて登録しておく(長期の値を30分各コマに登録する)
- 経過措置対象事業者は、前々日までに計画変更(ただし減少変更計画のみ)を提出する。(なお、広域機関側では前々日まで登録は行わない。)
 - 経過措置を放棄したい事業者は計画を「0」として提出する。
- 前々日に、当該時点において提出されている減少変更計画に基づき、当該時点の運用容量に従って、経過措置計画の混雑処理及び登録を行う。
- 混雑処理された経過措置計画を、広域機関からJEPXに引き渡す。

論点8: 経過措置の精算に必要な容量管理の在り方について(実施案)

また、JEPX側における経過措置精算は以下のように実施してはどうか。

- 経過措置対象者(計画提出者＝通常は小売電気事業者)に対し、経過措置計画値相当分の市場間値差の精算を実施する。
- 蓋然性の高い計画値を出して頂くインセンティブを与えるため、経過措置計画値を下回る約定量の場合は、JEPXから事業者に補填する側の精算は「0円」とする(精算を行わない)。
 - ※ 積極的に削減計画変更が行われるようにすることが理由。また実務的にも、1エリアに複数の経過措置計画が存在する場合、約定量が経過措置計画値合計未満の場合には適切な精算ができないため。
 - ※ なお、市場取引は経過措置対象分のみを行うとは限らないため、計画値を上回る約定は差し支えない。
 - ※ なお、事業者からJEPXに戻す側の精算は、経過措置の原資が足りなくなることを避けるため、約定結果に拘らず計画値通り実施する。
- なお、経過措置の趣旨に鑑みれば、送電側の入札量も経過措置計画値以上であることが必要。送電側については適宜監視を行い、悪質な場合(正当な理由なく計画値未満の入札となる場合は、経過措置を停止する等の措置を採ることが適当ではないか。
 - ※ なお、広域メリットオーダーを推進する観点からは、経過措置計画に相当する発電計画の内訳までは問わない(どの発電機が動いているかまでは問わない)ことが適当。

Ⅱ. その他

(7) 間接オークション導入に伴う平成29年度利用計画として容量登録する長期利用計画(平成38年度分)及び年間利用計画(平成30年度分)の取扱い

- ① 平成29年度利用計画として容量登録する長期利用計画については、経過措置の対象外となる第10(H38)年度の空容量は全てマージンとして設定し、また第3(H31)年度～第9(H37)年度についても空容量を全てマージンとして設定することにより、平成28年度長期利用計画として容量登録された利用計画を除き、新規及び増加変更については容量登録ができないこととしてはどうか。(減少変更のみ受付する。)
※なお、第3年度～第9年度として容量登録されたものは、経過措置の対象となる。

- ② 平成29年度利用計画として容量登録する年間利用計画については、第1(H29)年度は通常通りの容量登録を行う。第2(H30)年度については間接オークションの導入予定時期(H30年4月予定)としているものの、第5回検討会において、「(システム開発の)遅れが見られる場合等には、それぞれ時点における状況に応じ、確実にスケジュールを見直すこととしてはどうか。」と整理しており、導入開始が遅れる可能性もある。このため、第2(H30)年度については、
- 平成29年度利用計画の提出(本年3月1日)においては、事業者より増加変更も含めた計画を提出頂き、これを仮の容量として登録する。
 - 当該容量登録後に空容量が見込まれる部分については、業務規程第2条第2項第18号に基づく電力市場取引の環境整備のためのマージンを設定することで、増加利用計画変更及び新規の容量登録ができない措置を取る。(減少変更のみ登録する。)
 - なお、間接オークション制度が予定通り導入された際には、仮の容量登録を削除し、空容量はすべてマージン※として設定する。(なお、経過措置は別途管理を行う。)

としてはどうか。

※当該マージン部分は、前々日に、間接オークションにて卸電力取引市場を介して利用いただくために開放する。

(8) 時間前市場への空容量の確保

現行においては、前々日時点の空容量はすべて前日スポット市場に拋出し、時間前市場のために予め確保しておくことはしていない。間接オークションの導入後においても同様の取扱いとすることとしてはどうか。